

# 住民異動の手続きはお早めに

入学、就職、転勤などで引越しされるかたは住民異動の手続きが必要になります

## 住民異動届の届出人は

異動する本人か世帯主が届出人となります。  
 (本人・世帯主が、都合で届け出できない場合は、その世帯の同居人でも届け出できます。)  
 しかし、世帯を同じくする世帯人以外および世帯分離しているかたが代理で届け出す場合は、本人または世帯主が書いた「委任状」が必要です。

## 届出に本人確認書類が必要

届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート)

## 住民異動届の受付時間

住民異動届を受付できる時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです(祭日を除く)。

## ※ご注意ください

船引駅行政サービスコーナーおよび木曜日の窓口延長時間、土・日曜日については住民異動届は受け付けていません。

ト、住民基本台帳カードなどの顔写真を貼った官公署発行の証明書などが必要で

## 住民票・戸籍謄本および印鑑証明書の交付請求は最寄りのところで

市内に住所・本籍があるかたは、次の窓口どこでも請求することができます。

場所	曜日	受付時間
◆市民部 市民課 Tel 82-1112	月～金曜日 ※市民部市民課は日曜日も開設	午前8時30分～午後5時15分
◆滝根行政局 市民課 Tel 78-1202		
◆大越行政局 市民課 Tel 79-2112		
◆都路行政局 市民課 Tel 75-2113		
◆常葉行政局 市民課 Tel 77-2112	木曜日(窓口延長)	午前8時30分～午後7時
◆船引駅行政サービスコーナー	月～水曜日	午前9時30分～午後7時30分
	木～土曜日	午前9時30分～午後5時30分
◆各出張所	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

※祝・祭日は除く(日曜日は祝・祭日も開設)  
 ※各証明書の請求において代理人による交付請求の場合、本人の【委任状】が必要になる場合があります。

問い合わせ…市民部市民課・各行政局市民課

## 自動車税・軽自動車税のお知らせ 軽自動車税の納期限は5月2日(月)です

自動車税・軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が納めることになっていますので、忘れずに納付してください。  
 転居されたかたなどで、通知書が送付時期までに届かない場合は問い合わせ先へご連絡ください。(下表参照)

### 軽自動車税減免制度について

身体や精神などに障害のあるかたのために使用される軽自動車で一定の要件に該当する場合には税が減免される制度があります。  
 該当するかたは、右表の期間内に次の書類を添えて税務課または各地域振興課まで申請してください。  
 対象となる車両は1台で、普通自動車で減免を受ける場合は軽自動車税の減免はできません。  
 ※自動車税の減免を受けるかたは県中地方振興局へお問い合わせください。

- 必要な書類など
- ①軽自動車税減免申請書  
(税務課または各行政局地域振興課にあります)
  - ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳
  - ③運転するかたの運転免許証
  - ④自動車検査証
  - ⑤納税通知書および納付書
  - ⑥印鑑

区分	自動車税	軽自動車税
納税通知書送付時期	5月上旬	4月中旬
納税期限	5月31日(火)	5月2日(月)
減免申請期間	4月1日(金)	4月15日(金)
	5月31日(火)	4月25日(月)
申請先および問い合わせ先	県中地方振興局 県税部第二課 Tel 024-935-1261 Tel 024-935-1264	市民部税務課 Tel 81-2119 または 各行政局 地域振興課

こんなとき	届出書に必要なもの	届出の期限
市内に転入したとき ↓ 転入届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●転出証明書(前住所地で交付)</li> <li>●国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●後期高齢者医療負担区分等証明書または広域内異動連絡票(該当者のみ・前住所地で交付)</li> <li>●介護保険受給資格証明書(受給者のみ・前住所地で交付)</li> <li>●小中学生の子どもがいる場合は在学証明書(前学校で交付)</li> <li>●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	転入した日から <b>14日以内</b>
市外に転出するとき ↓ 転出届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●転出先の住所・世帯主</li> <li>●印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>●国民健康保険被保険証(加入者のみ)</li> <li>●国民健康保険高齢者受給者証(該当者のみ)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>●乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証(受給者のみ)</li> <li>●介護保険被保険者証(受給者のみ)</li> <li>●重度心身障害者医療費受給者証(受給者のみ)</li> </ul>	転出する <b>14日前から</b> 転出後 <b>14日以内</b>
市内で住所を変更したとき ↓ 転居届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●国民健康保険被保険者証(加入者のみ)</li> <li>●国民健康保険高齢者受給者証(該当者のみ)</li> <li>●国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>●乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証(受給者のみ)</li> <li>●介護保険被保険者証(受給者のみ)</li> <li>●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●重度心身障害者医療費受給者証(受給者のみ)</li> </ul>	転居した日から <b>14日以内</b>
世帯主が変わったとき ↓ 世帯主変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●国民健康保険被保険者証(加入者のみ)</li> <li>●国民健康保険高齢者受給者証(該当者のみ)</li> </ul>	変更した日から <b>14日以内</b>